

農業支援事業について

九戸村では農業を営んでいる方へ各種支援事業を行っております。

区分	事業名	補助率等	事業内容
村単事業	農業生産基盤整備事業	村8/10補助 上限160万円	農地の保全や農村地域の活性化を図るため、農業者団体が行う基盤整備に補助する
村単事業	野菜価格安定補償制度	村補償価格と協会保証価格の 差額を補填	村の重点品目（トマト、ピーマン、人参、ねぎ）について、補償価格を下回った場合に補償する
村単事業	農林業振興資金	貸付額事業費の8/10（貸付限度額300万円）無利子、償還期間は7年以内	農林業経営のための農業資材や機械購入等について無利子で貸し付ける
村単事業	耕作放棄地再生利用対策事業	10アール当たり25,000円補助	耕作放棄地を再生し利用する農業者に再生費用の一部を補助する
村単事業	肥育素牛導入事業	導入価格の1/3補助 1頭当たり 上限20万円	和牛肥育経営の維持と発展を図るため、素牛の地域内購入に補助する
村単事業	担い手の連携強化と経営向上対策事業	農村青年クラブに対する活動助成	若手農業者対象組織の強化と会員相互の交流活動及び先進地研修の実施により各々の農業経営向上を図る
村単事業	甘茶新植支援事業	10a当たり事業費の2/3 上限66,000円 (1年目)22,000円 (2年目)22,000円 (3年目)22,000円	甘茶新植後の未収益期間の管理経費を軽減するため、苗を新たに植栽した新規圃場の面積に応じて補助金を交付する
村単事業	山わさび圃場整備支援事業	10a当たり事業費の2/3 上限100,000円	新規の圃場整備経費を軽減するため、圃場を整備した面積に応じて補助金を交付する
村単事業	R4新規 担い手資格取得補助事業	1資格当たり取得費用の1/2以内 上限2万円を補助 複数の資格取得の場合1人当たり上限5万円	農業に必要な資格取得の補助(65歳以下の担い手対象) ①大型特殊(農耕用限定) ②けん引③フォークリフト④農業用ドローン ※資格取得のための入学金、テキスト代、講習料、検定料を補助の対象範囲とする
村単事業	R4新規 農業燃油価格等高騰対策支援事業	令和3年分の所得税申告の動力光熱費に物価上昇率(10.8%)を乗じ、その7割を助成。助成金の限度額は20万円。	燃油価格等高騰分の一部を助成することにより、農業経営の安定を図る。 令和4年度限定。
村単事業	R4新規 飼料価格高騰対策支援事業	乳用牛1頭当たり5千円、肉用牛1頭当たり4千円を助成。助成金の合計の限度額は20万円。	配合飼料価格高騰により営農に大きな影響が生じている牛の飼養者に対し、配合飼料価格の上昇分として給餌額の一部を助成する。 令和4年度限定。
県単事業	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	1/2補助(県1/3、村1/6)	農業者団体が行う農業資材や機械購入等の事業について補助する
国庫事業	経営体育成支援事業	国3/10補助	地域の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付する